

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/>

令和3年11月18日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当：尾持 美江

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F南森町6F

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

相続税の税務調査の実態に迫る

今回は令和元事務年度に（令和元年度分）における相続税の調査対応等の実態についてお伝えしていきます。

令和元年度分の相続処理件数 204,624 件のうち 6.3% で調査が行われています。書面で終わるものの他、過少申告や無申告等について行われる実地調査（納税者の元で直接調査を行うもの）があります。実地調査は調査全体の約 82% 以上を占め、このうち 85% 以上について更正の決定（一般的には修正申告）が行われ、申告漏れが指摘された財産額についても総額 3,048 億円（うち重加算税賦課対象 572 億円）と高額となっています。

1. 相続財産の課税価格別調査状況と重加算税の賦課割合

相続税の調査としては相続財産の価格に応じて「低階級」、「中階級」、「高階級」に分けられます【表1】参照

相続税の課税価格		相続処理合 計件数①	調査合計件 数②	各階級の調 査割合 (②/①)	右記合計を 100% とした場合	実調（要更正件数・割合） 調査件数の内実調割合82.2%	実調（重加算税の 賦課件数・割合）
低階級	5千万円未満（以下、低1）	79,609件	324件	0.4%	0.3%	165件（118件・71.5%）	（27件・22.9%）
	5千万円以上～1億円未満（以下、低2）	73,786件	2,784件	3.8%	3.0%	1,650件（1,492件・90.4%）	（360件・24.1%）
中階級	1億円以上～3億円未満（以下、中1）	41,815件	6,559件	15.7%	12.3%	5,709件（4,861件・85.1%）	（847件・17.4%）
	3億円以上～5億円未満（以下、中2）	5,272件	1,699件	32.2%	25.3%	1,607件（1,356件・84.4%）	（173件・12.8%）
高階級	5億円以上～7億円未満（以下、高1）	1,967件	692件	35.2%	27.6%	662件（556件・84.0%）	（64件・11.5%）
	7億円以上（以下、高2）	2,175件	877件	40.3%	31.6%	842件（689件・81.8%）	（70件・10.2%）
【表1】 合計件数		204,624件	12,935件	6.3%	100.00%	10,635件（9,072件・85.3%）	（1,541件・17.0%）

1 件当たりの調査件数は階級が高くなるにつれ確率が高くなっています。

「低1」の合計処理件数 79,609 件の内調査割合は 0.3% とほとんどで調査自体が省略されています。調査件数を階級別にみると「中1」が 6,559 件と件数こそ最多であるものの全体としては 12.3% に過ぎず、「高1」は 27.6%、「高2」は 31.6% と階級が上がるにつれ調査割合が上昇しています。課税財産が 3 億円以上の場合には調査件数の 84.5% に調査が入るという非常に高い確率となっており国税庁が「中、高階級」の課税財産把握に積極的に取り組んでいることが伺えます。

実地調査の銀行調査については「低階級」も 75.1%、「中階級」では 80.6%、「高階級」では 89.1% と「高階級」の方が大きい傾向にあるもののいずれの階級でもほとんどの事案で銀行調査があります。

重加算税賦課件数 1,541 件のうち、階級別で見ると最多は「中1」の 847 件ですが割合で見ると「低2」が 24.1% と最も高いです。「低階級」では実地調査や更正の件数自体は少ないですが重加算税賦課や無申告件数が相当であるとみられます。

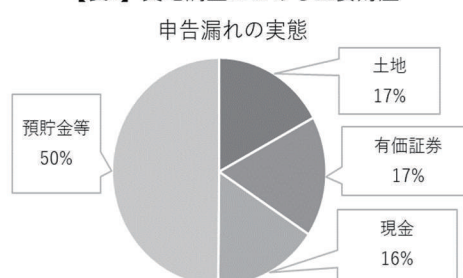
2. 階級別による非違内容にも特徴

申告漏れの財産の内訳を比較すると現金、預貯金等で 66% と最も大きく、次いで土地、有価証券となっています。名義預金も含め家族の借名預金や相続直前の引出し等の相続財産の申告漏れこそが税務調査の最大のターゲットといえます。

【表2】

その他に土地、有価証券の評価誤りも多数指摘があり調査の対象となっています。

【表2】 実地調査における主要財産



申告漏れ件数	
土地	25,871件
有価証券	25,889件
現金	23,990件
預貯金等	75,284件

3. まとめ

実地調査件数は令和元年度分において 5% 強（19 件に 1 件程度）となっています。しかし相続財産が高額に成る程その割合は大きくなり課税財産が 3 億円以上の場合 33%（3 件に 1 件）の高割合で実地調査が入ります。調査が入った場合には非常に不快な思いをする上、約 85% で更正が行われ追徴税額が発生してしまいます。大事なことは税務調査が入らない申告や事前対策を順法に基づききちんと行うことです。弊社は調査が行われない最善の相続税申告を目指しており、そのために生前対策から行っていますので何時でもお気軽にご相談ください。